

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院院内保育所運用規程

令和 5 年 3 月 24 日 公立大学法人名古屋市立大学達第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に設置する事業所内保育所（名古屋市緑区潮見が丘一丁目 48 番地 3 に設置する保育所に限る。以下「保育所」という。）に関し、必要な事項を定める。

(保育所設置の目的)

第 2 条 保育所は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項に規定する行動計画策定指針に基づき策定した法人の行動計画をもとに、男女共同参画社会の実現に向けた法人の施策として設置し、子育てを行う教職員等に対し労働・研究と出産育児の両立支援を行うことにより、教職員等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第 3 条 法人に設置する保育所の名称は「ぽんぽこ保育所」とする。

(管理及び運営)

第 4 条 保育所の管理は名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院（以下「みどり市民病院」という。）が行い、法人の理事長を管理責任者とする。

2 保育所の運営は、法人が事業者に委託して行うものとし、運営を委託された事業者（以下「受託業者」という。）は、認可外保育施設に対する指導監督の実施（平成 13 年雇児発第 177 号）及び保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等の諸法令を遵守し、保育所の運営を行うものとする。

(開所日)

第 5 条 保育所は、次に掲げる日を除き、開所する。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、土曜日（前項第 2 号又は第 3 号に掲げる日を除く。）は、利用希望がない場合には閉所するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、保育所を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児

」という。) がないことが予想される場合又は地震、台風等による災害が発生した場合若しくはこれらの発生が予想される場合には、臨時に閉所することができる。

(保育区分及び保育時間)

第6条 保育所の保育区分及び保育時間は、次のとおりとする。

保育区分	保育時間
基本保育	午前8時から午後6時30分まで
延長保育	午前7時から午前8時及び午後6時30分から午後8時まで
夜間保育	午後4時から翌午前10時まで(週1回実施)

(保育所を利用できる者の範囲)

第7条 保育所を利用できる者は、法人に勤務する職員(みどり市民病院に勤務する非常勤職員を含めた職員に限る。以下「職員」という。)とする。

(定員)

第8条 保育所の定員は基本保育及び延長保育については15名、夜間保育については6名とする。

(入所の要件)

第9条 利用乳幼児は、生後57日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員の子とする。ただし、小学校就学の始期に達するまでの間にある職員の子において緊急の必要があるときは、管理責任者が特に必要と認め利用を許可した場合に限り利用できるものとする。

(保育料等)

第10条 保育所の利用を許可された職員(以下「利用者」という。)は、前月の利用実績に応じ、毎月、所定の期日までに保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、利用区分に応じ、次に定める額とする。

利用区分	保育料
基本保育	1月当たり 30,000円
延長保育	1時間当たり 250円

夜間保育	1 回当たり 3,000 円
------	----------------

- 3 前項の規定にかかわらず、同一の利用者が養育する複数の利用乳幼児が同時に保育所を利用する場合においては、1 人を除く利用乳幼児の保育料の額は、その利用区分（夜間保育を除く。）に応じ、次に定める額とする。

利用区分	保育料
基本保育	1 月当たり 20,000 円
延長保育	1 時間当たり 200 円

- 4 第 2 項及び前項の保育料は、昼食費用及びおやつ代を含むものとする。
- 5 夜間保育のみを利用する職員が、夜間保育時間の前後に引き続き保育所の利用を希望する場合には、次の各号に該当する場合に限り利用できるものとする。この場合においては、夜間保育料とともに、利用時間数に応じて第 2 項及び第 3 項に定める延長保育料を納付するものとする。
- (1) 利用を希望した時間に基本保育が実施されていること
 - (2) 利用乳幼児数が第 8 条に規定する定員を超えないこと
- 6 夜間保育実施日に夕食及び朝食の提供を希望する利用者は、別に保育所が定める日までに保育所に申込みをするものとする。この場合において、その料金は、夕食にあつては 1 食につき 400 円、朝食にあつては 1 食につき 150 円とする。
- 7 緊急時等により、第 12 条に定める利用許可を得ていない乳幼児等を養育している職員が保育所を一時的に利用する必要がある場合には、管理責任者は臨時に利用を許可することができる。この場合の保育料の額は、基本保育時間内 1 回につき 2,000 円とする。なお、引き続き延長保育を利用した場合は第 2 項に定める延長保育料を支払うものとする。
- 8 管理責任者は、保育所が特に必要と認めた経費等が発生した場合には、第 2 項、第 3 項及び第 6 項に規定する保育料等以外に利用者に対してその負担を求めることができるものとする。
- 9 第 2 項、第 3 項及び第 6 項に規定する額は、消費税額を含まないものとし、利用者は、当該額に 100 分の 110 を乗じて得た額を支払うものとする。

（保育料の徴収方法）

第 11 条 管理責任者は、保育所からの利用実績の報告に基づき、当月分の前条

に定める保育料等を利用者の翌月の給与から控除して徴収するものとする。

(入所申込)

第12条 保育所を利用しようとする職員は、別記様式第1の利用申込書により原則として入所希望日の1か月前までに管理責任者へ申込み、利用許可を得なければならない。利用可能期間は利用開始日の属する年度の3月31日までとし、継続利用を希望する場合は、別に定める日までに新たに利用申込みを行うものとする。

(入所の決定)

第13条 管理責任者は、前条の申込みがあったときは、入所の可否を決定し、別記様式第2の入所決定通知書又は別記様式第3の入所不承諾通知書により申込者へ通知する。この場合において、保育所の入所を希望する乳幼児数が、第8条に規定する定員を上回ることが見込まれる場合には、次の各号に定める順に優先的に入所できるものとする。

- (1) 常勤の医師及び看護師が養育する乳幼児
- (2) 前号に定める職員以外の交代制勤務のある常勤職員が養育する乳幼児
- (3) 前2号に定める職員以外の常勤職員が養育する乳幼児
- (4) 非常勤職員が養育する乳幼児

2 前項各号の一つにおいては、管理責任者は次の各号に定める基準で入所の必要性を勘案し選考を行うものとする。

- (1) 保護者が就業している等、保育所の利用を希望する乳幼児を保育することができない状況
- (2) 保育所の利用を希望する乳幼児の同居の親族その他の者の状況等

(必要書類の提出)

第14条 保育所への入所に際し、利用者は別に定める書類を保育所に提出しなければならない。

(変更届等)

第15条 利用者は、申込内容に変更が生じた場合、速やかにその変更内容を管理課に届け出なくてはならない。

2 利用者が入所前に保育所の利用を辞退する場合は、速やかに別記様式第4の入所辞退届により管理課へ届け出なければならない。

(利用許可の取消し)

第16条 管理責任者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条及び第14条に規定する提出書類の記載事項に虚偽の内容があった場合
- (2) 保育所における諸規則及び指示を遵守しない場合
- (3) 保育所の信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合
- (4) 保育料又はその他保育の実施に要する費用の支払いを滞納し、期限を定めた督促にも応じない場合

(届出、連絡等)

第17条 利用者は、原則として、毎月、前月25日までに別に定める様式により当月の利用予定を保育所に届け出なければならない。

- 2 受託業者は利用希望状況をまとめ、前月の末日までに管理課へ連絡するものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定により届け出た利用予定に変更が生じた場合には、速やかにその旨を保育所に届け出なければならない。
- 4 利用者は、第1項の規定により届け出た利用予定時間を超えることが見込まれた場合は、速やかにその旨を保育所に連絡しなければならない。
- 5 利用のキャンセルは前日までに保育所に連絡しなくてはならない。当日のキャンセルについては予定の保育料が発生するものとする。
- 6 利用者は、利用乳幼児が次のいずれかに該当する場合には、当該利用乳幼児を保育所に登所させてはならない。
 - (1) 伝染性疾患に罹患し又は罹患した疑いがある場合
 - (2) 生活に支障がある場合
 - (3) 38度以上の発熱がある場合
 - (4) 下痢、嘔吐等の症状がみられる場合
 - (5) その他著しく普段と様子が異なる場合

(退所)

第18条 保育所の退所を希望する利用者は、退所日の1か月前までに保育所へ申し出るとともに、別記様式第5の退所届により管理課へ届け出なければならない。

らない。

(健康診断)

第19条 利用乳幼児は、入所時及び年2回、健康診断を受けなければならない。

(損害賠償)

第20条 受託業者は、保育中の事故に備えて補償保険に加入しなければならない。

2 受託業者は、保育中に事故が発生した場合には、前項の規定により加入した保険により、所定の補償を行うものとする。

(保育所運営委員会)

第21条 みどり市民病院に保育所の管理及び運営に関する重要事項を審議させるため、保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 管理課長

(2) 看護部長

(3) 保育所利用者代表 2名以内

(4) 職員代表 2名以内

(5) その他次条に定める委員長が必要と認めた者

3 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第22条 委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に定める委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第23条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 保育所に関する庶務は、管理課において処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理及び運営に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。